

令和 8 年熊本地震による被災地域における
県税の申告・納付等の期限の延長について（お知らせ）

令和 8 年 8 月 2 1 日
大分県総務部税務課

大分県では、今回の災害による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。

○指定地域

県 名	地 域
熊 本 県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

○対象者

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は原則として本店又は主たる事務所の所在地）を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長する期限

令和 8 年 7 月 28 日以降に到来する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く）又は納付若しくは納入に関する期限

ただし以下の手続きは延長措置の対象外です。

- ・個人県民税（市町村が賦課徴収するものに限る）の申告及び納付
- ・自動車税（年度途中で月割で納税義務が発生するもの）の申告納付
- ・狩猟税の申告納付

○延長の期間 別途告示で定める期日

※詳しくは、下記の県税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見 字下田井 1 4 - 1	TEL 0 9 7 7 - 6 7 - 8 2 1 1
大分県税事務所	大分市府内町 3 - 1 0 - 1	TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 5 7 7 1
自動車税管理室	大分市大津町 3 - 4 - 1 3	TEL 0 9 7 - 5 5 2 - 1 1 2 1
佐伯納税事務所	佐伯市長島町 1 - 2 - 1	TEL 0 9 7 2 - 2 2 - 3 0 2 1
豊後大野納税事務所	豊後大野市三重町 市場 1 1 2 3	TEL 0 9 7 4 - 2 2 - 7 5 0 1
日田県税事務所	日田市城町 1 - 1 - 1 0	TEL 0 9 7 3 - 2 2 - 4 1 7 5
中津県税事務所	中津市中央町 1 - 5 - 1 6	TEL 0 9 7 9 - 2 2 - 2 9 2 0